三　通算法人の第二項の適用年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの他の通算法人の同日に終了する事業年度が当該いずれかの他の通算法人の同項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた日以後に終了する事業年度で基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度以後の事業年度である場合には、当該適用年度については、同項の規定は、適用しない。

第四十二条の十二第一項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改め、同条第三項中「第四十二条の四第十二項及び第十三項」を「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」に、「同条第十二項」を「同条第二十二項」に、「及び第七項」を「、第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十二条の十二の三第五項を削り、同条第七項から第九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　第五項から前項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の十二の三第十一項から第十三項までを削る。

第四十二条の十二の四第十一項から第十三項までを削る。

第四十二条の十二の五第三項第九号中「期間」の下に「（通算子法人にあつては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間）」を加え、「第八節まで」を「この章」に改める。

第四十二条の十三第一項中「する規定」の下に「（第四号に掲げる規定を除く。）」を加え、「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改め、「相当する金額」の下に「（第四号に掲げる規定の適用を受けようとする場合には、当該調整前法人税額から同号に定める金額を控除した金額の百分の九十に相当する金額）」を加え、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第四号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　第四十二条の四第十三項（同条第十八項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定　同条第十三項に規定する計算した金額に相当する金額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第四十二条の十三第二項中「第五項」を「第四項」に改め、同条第三項中「第五項」を「次項」に改め、「（当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項（」、「において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」、「又は超過連結事業年度後の各事業年度」、「（超過連結事業年度後の各事業年度にあつては、第六十八条の十五の八第一項に規定する調整前連結税額超過額の明細書）」及び「（当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する各事業年度にあつては、同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に当該明細書の添付がある場合）」を削り、「第三項の」を「同項の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第五項」を「第四項」に、「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とする。

第四十二条の十三の次に次の一条を加える。

（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）

第四十二条の十四　内国法人の次の各号に掲げる規定の適用を受けた一の事業年度（当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「適用事業年度」という。）後の各事業年度（以下この項において「調整事業年度」という。）終了の時において、他の通算法人（当該内国法人の当該適用事業年度終了の日（以下この項において「基準日」という。）において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の内国法人をいう。以下この項において同じ。）のいずれかの基準日に終了する事業年度（以下この項において「他の適用事業年度」という。）において生じた通算前欠損金額（法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額をいい、同法第六十四条の六の規定によりないものとされたものを除く。以下この項及び次項において同じ。）が当該他の通算法人の当該他の適用事業年度の確定申告書等に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額を超える場合（その超える部分の金額（第一号イにおいて「通算不足欠損金額」という。）のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合に限る。第一号イにおいて「過大申告の場合」という。）又は他の通算法人のいずれかの他の適用事業年度の確定申告書等（期限後申告書に限る。）に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額（第一号イにおいて「期限後欠損金額」という。）がある場合（第一号イにおいて「期限後欠損金額の場合」という。）において、当該各号に定める金額の合計額（以下この項において「要加算調整額」という。）があるときは、当該調整事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで及び第六項並びに第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）の規定、第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）、第四項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該要加算調整額を加算した金額とする。

一　第四十二条の九第二項の規定　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により加算された金額がある場合にはその加算された金額の基礎となつた次に定める金額に相当する金額の合計額を、当該控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度において第四項の規定により加算された金額がある場合にはその加算された金額に相当する金額を、それぞれ控除した金額）

イ　他の通算法人（過大申告の場合又は期限後欠損金額の場合に係るものに限る。イにおいて「事由該当通算法人」という。）に係る通算不足欠損金額又は期限後欠損金額の合計額に欠損分配割合（事由該当通算法人につき法人税法第六十四条の五第五項の規定を適用しないものとした場合の当該内国法人の当該適用事業年度の同項の規定を適用した同条第二項に規定する割合をいう。）を乗じて計算した金額を当該内国法人の当該適用事業年度の所得の金額とみなして当該所得の金額につき同法第六十六条の規定並びに第六十七条の二及び第六十八条の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額（以下この項において「通算不足欠損相当税額」という。）の百分の二十に相当する金額が一号控除上限額（当該内国法人の当該適用事業年度の第四十二条の九第二項に規定する百分の二十に相当する金額をいう。ロにおいて同じ。）から一号控除限度額（当該内国法人の当該適用事業年度の第四十二条の九第二項に規定する繰越税額控除限度超過額に相当する金額をいう。以下この号において同じ。）を控除した金額を超える場合（ロに掲げる場合に該当する場合を除く。）　その超える部分の金額のうち一号控除済額（当該内国法人の一号控除限度額のうち同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。ロにおいて同じ。）に達するまでの金額

ロ　一号控除上限額が一号控除限度額に満たない場合　通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額のうち一号控除済額に達するまでの金額

二　第四十二条の十一の三第二項若しくは第四十二条の十二第一項の規定又は同条第二項の規定次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（これらの規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により加算された金額がある場合には、その加算された金額の基礎となつた次に定める金額に相当する金額の合計額を控除した金額）

イ　通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額が二号控除上限額（当該内国法人の当該適用事業年度の第四十二条の十一の三第二項又は第四十二条の十二第一項に規定する百分の二十に相当する金額をいう。ロにおいて同じ。）から二号控除限度額（当該内国法人の